

(質問)

公認会計士試験に関する一連の事務手続についてご教示願いたい。この流れの中で、どの過程で公的関与が不可欠な政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するかも併せてご教示願いたい。

(回答)

- 1．公認会計士試験に関する一連の事務手続については別紙1のとおりである。
- 2．公認会計士試験は、公認会計士・監査審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する試験委員によって試験問題の作成及び採点が行われ、公認会計士・監査審査会が合否の決定を行っている。
また、試験会場の手配、受験願書の受付、試験会場での監督及び立会等の事務は、各財務(支)局において実施されている。
- 3．別紙1の事務手続において、試験実施計画の策定、試験委員の選任、試験委員による試験問題の作成及び採点、科目免除等の認定、実務経験の認定並びに公認会計士・監査審査会による合否の決定については、一定の資質を有する公認会計士となる資格を有する者の判定並びに厳正かつ公正な試験の実施という観点から公的関与は不可欠であり、秘密保持の必要性からも、当該試験にかかる事務については公的機関において実施される必要がある。

(別紙1)

公認会計士試験に関する一連の事務手続

試験実施計画の策定

試験委員の選任

試験委員による試験問題等の作成

作成された試験問題等の印刷

(印刷は印刷業者へ委託)

試験問題等の各財務(支)局への搬送

(搬送は搬送業者へ委託)

試験会場の手配、受験願書の受付

科目免除等の認定

実務経験の認定

各財務(支)局において試験の実施

[試験会場での監督、立会]

(試験の立会補助は外部業者へ委託)

答案用紙の公認会計士・監査審査会

事務局への搬送

(搬送は搬送業者へ委託)

短答式試験の答案の採点(第2次試験)

(マークシートのデータ読取業務に

ついては外部業者へ委託)

試験委員による論文式試験の採点

公認会計士・監査審査会

による合否の決定

合格発表

(質問)

当該試験をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、ある場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。また、仮に本試験において政策判断の余地があったとしても、当該政策判断について、可能な限りマニュアル化、ガイドライン化を行うことにより民間開放することの可否につき貴省の見解を伺いたい。

(回答)

1. アウトソーシングを制限している法令について

- (1) 公認会計士試験は、公認会計士・監査審査会がこれを行うこととされている。(公認会計士法第15条)
- (2) 公認会計士試験の問題の作成及び採点は、必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する試験委員が行うこととされている。(公認会計士法第38条)

2. 当該制限の存在の合理的な説明について

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としており(公認会計士法第1条)、公認会計士のみが行うことのできる監査証明業務は、極めて公的な性格を有していることから、その資格の付与については、厳正かつ公正に行われる必要がある。

3. 可能な限りマニュアル化、ガイドライン化を行うことにより民間開放することの可否について

試験実施計画の策定については、公認会計士としての一定の資質を有する者を判定するための問題の作成及び採点等を考慮した上で計画の策

定を行う必要があり、マニュアル化、ガイドライン化は困難である。

また、公認会計士試験の問題は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうか（第2次試験）及び公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうか（第3次試験）を判定するため、その問題の作成及び採点については、必要な学識経験を有する試験委員によって行われる必要があり、出題方針、採点方針、採点の方法、実際の採点についてはマニュアル化、ガイドライン化を行うことは困難であり、その試験委員の選任についてもマニュアル化、ガイドライン化は困難である。

更に、試験の合否判定においては、公認会計士・監査審査会において会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうか（第2次試験）及び公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうか（第3次試験）など、公認会計士となる資質を有しているかどうかを総合的に判定しており、マニュアル化、ガイドライン化は困難である。

なお、各試験会場での試験の監督などは、厳正かつ公正な試験を実施する上で責任者の配置など一定の公的関与が必要であり、マニュアル化、ガイドライン化による民間委託については慎重に検討していきたい。

公認会計士法

(昭和二十三年七月六日法律第百三三号)

(公認会計士の使命)

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(試験の執行)

第十五条 公認会計士試験は、公認会計士・監査審査会が、これを行う。

2 (略)

(設置)

第三十五条 金融庁に、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 公認会計士試験を行うこと。

四 (略)

(試験委員)

第三十八条 審査会に、公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員を置く。

2 試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命し、その試験が終わつたときは退任する。

3 試験委員は、非常勤とする。

(質問)

当該試験においては、問題用紙及び答案用紙の搬送、試験の立会補助、マークシート式試験の採点といった分野において既に民間委託を行っているとのことであるが、今後、さらに拡大することの可否につき貴省の見解を伺いたい。

(回答)

問題用紙、答案用紙及び試験用法文の搬送や試験の立会補助、マークシートのデータ読取作業など、現在民間業者へ委託しているもの以外の事務に関して民間委託を拡大していくことについては、国家試験として厳正かつ公正に実施する必要性、特に試験問題の漏洩防止等の秘密保持などに十分留意した上で慎重に検討していきたい。

(質問)

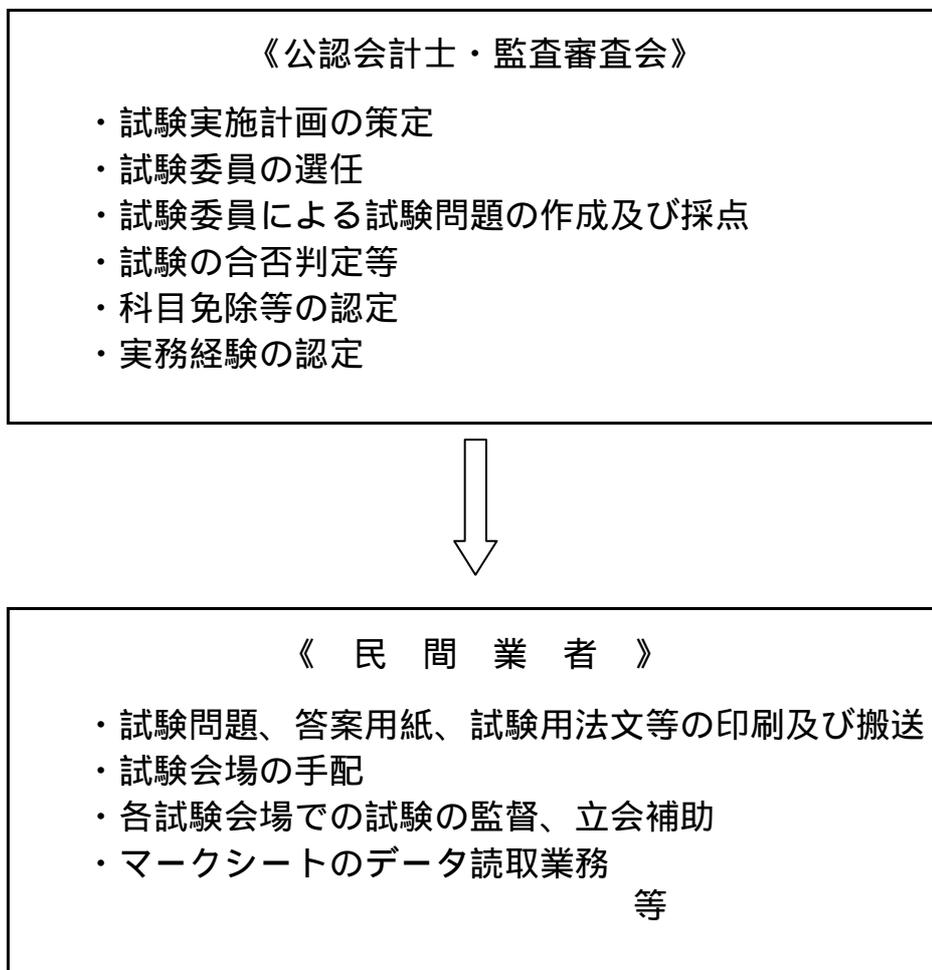
試験事務を包括的に民間委託を行うイメージ図(特に、現行の仕組みで生じると思われる問題点等を具体的に記述)。

(回答)

1. 試験事務の包括的な民間委託については、試験委員による試験問題の作成及び採点、公認会計士・監査審査会による合否判定等の部分があり、困難である。
2. 試験事務の一部を民間委託する場合、想定されるイメージ図は別紙2で示したとおり、試験委員による試験問題の作成及び採点、公認会計士・監査審査会による合否判定等を除く事務手続について民間委託することが考えられる。
3. ただし、各試験会場での試験の監督などは、厳正かつ公正な試験を実施するため公的機関が一定の関与を行い、試験の信頼性を保持していく必要があると考えられるため、民間委託については慎重に検討していきたい。

(別紙2)

試験事務を民間委託する場合のイメージ図



各試験会場での試験の監督などは、厳正かつ公正な試験を実施するため公的機関が一定の関与を行い、試験の信頼性を保持していく必要があると考えられるため、民間委託については慎重に検討していきたい。